

野田市庁議等の設置及び運営に関する規程の一部を改正する
訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

野田市訓令第2号

野田市庁議等の設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

野田市庁議等の設置及び運営に関する規程（平成9年野田市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第2章を削る。

第3章中第8条を第3条とする。

第9条第2項中「別表第2」を「別表第1」に改め、同条第4項中「企画調整課長」を「総務課法務室長」に改め、同条を第4条とする。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、審議会等の答申等を得た事項については、この限りでない。

第10条を第5条とする。

第11条第2項中「第16条第2項」を「第11条第2項」に、「付議要求書を」を「付議要求書に総務部長が必要と認める書類を添えて」に改め、同条を第6条とする。

第12条中「第1及び第3火曜日に」を「2回」に改め、同条を第7条とする。

第13条第1項中「企画財政部長」を「総務部長」に、「第16条」を「第11条」に改め、第3章中同条を第8条とする。

第3章を第2章とする。

第14条中「第16条」を「第11条」に改め、第4章中同条を第9条とする。

第15条第1項中「企画財政部長」を「総務部長」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第2」に、「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第10条とする。

第16条第1項中「企画財政部長」を「総務部長」に改め、同条第2項中「事案の要旨及び資料」を「総務部長が必要と認める書類」に改め、同条を第1

1 条とする。

第 17 条中「企画財政部長」を「総務部長」に改め、同条を第 12 条とする。

第 18 条第 1 項中「企画財政部長」を「総務部長」に、「第 16 条」を「第 11 条」に改め、第 4 章中同条を第 13 条とする。

第 4 章を第 3 章とする。

第 19 条中「政策会議において指示された事項及び」を削り、「ならしめるため、」を「ならしめ、又は」に改め、第 5 章中同条を第 14 条とする。

第 20 条第 1 項中「企画調整課長」を「総務課法務室長」に、同条第 2 項中「別表第 4」を「別表第 3」に改め、同条を第 15 条とする。

第 21 条第 4 号中「企画調整課長」を「総務課法務室長」とし、同条を第 16 条とし、第 5 章中第 22 条を第 17 条とする。

第 5 章を第 4 章とする。

第 23 条中「企画財政部長」を「総務部長」に改め、「政策会議の協議事案及び」を削り、第 6 章中同条を第 18 条とし、第 24 条を第 19 条とする。

第 6 章を第 5 章とする。

別表第 1 を削る。

別表第 2 中「第 9 条関係」を「第 4 条第 2 項」に改め、同表を別表第 1 とする。

別表第 3 中「第 15 条関係」を「第 10 条第 2 項」に、「企画財政部長」を「総務部長」に、「総務課長」を「総務課長 総務課法務室長」に、「行政管理課長」を「行政管理課長 情報政策課長」に改め、同表を別表第 2 とする。

別表第 4 中「第 20 条関係」を「第 10 条第 2 項、第 15 条第 2 項」に、「総務課長」を「総務課長 総務課法務室長」に「営繕課長」を「営繕課長 公共施設管理課長」に改め、同表を別表第 3 とする。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。